

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則等
に対する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成 26 年 12 月 24 日(水) ~ 平成 27 年 1 月 22 日(木)

(3) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出件数

2 件

(2) 意見数

2 件

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則第3条関係

番号	ご意見の概要	対応方針
1	<p>当該規定として「自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的として、土地の信託を受ける活動」を加えるべき。</p> <p>【理由】</p> <p>そもそも「自然環境トラスト活動」にいう「トラスト」とは、日本語でいう「信託」のことである。</p>	<p>当該法律における「自然環境トラスト活動」とは、国立公園等の自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で重要な地域において、土地を取得し、又は、土地に関わる活動であって、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることにつながる行為を規定しており、特に「トラスト」という言葉に規定されるものではないと考えています。</p> <p>なお、「信託」とは「他人（受託者）に一定の目的に従って財産の管理または処分を行わせることを目的として、受託者に財産権の移転その他の処分をすること（信託法第2条）をいうと考えられますが、これはすなわち、当該規則（案）において規定している「土地の取得」は又は「土地の地上権、地役権、貸借権その他の使用を目的とする権利を取得する活動」に該当すると考えています。</p>

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則第4条関係

番号	ご意見の概要	対応方針
2	<p>あらかじめ協議を要する公共施設及び協議先となる当該施設を管理する者の規定は、削除すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>これまでトラスト活動をはじめとする、地域の自然や文化遺産を保全する活動は、身近な自然環境や歴史遺産の保全の手法として取り入れられてきた経緯がある。こうした活動の中では公共事業に対する自然保護活動としての手段としてもトラスト活動が行なわれてきた。今回の規定では、既存もしくは今後の計画として存在するダム事業や海岸での護岸事業等が協議の対象とされているため、地域の自然・文化遺産を守る活動が、こうした公共事業の対象地となった場合、トラスト活動そのものが実施できないことに繋がるのが想定できる。優れた自然環境の保全・創出、希少な野生動植物の保護、生態系を攪乱する外来種の防除、自然環境調査、環境教育、普及啓発、利用上必要な施設の管理等の事業等をすすめてようとする地域の活動が、制限されかねない規定であるため、本規定は削除すべきである。</p>	<p>当該規定は、本法に規定される地域計画に基づく事業と土地収用法の対象事業等という、ともに公益性を有する2つの事業について、相互の調整を事前に図ることにより、本法に基づく事業を実施する土地について、土地の収用を行うといった事態を回避し、両事業の円滑な実施を図るという趣旨から、法第4条第8項の規定に基づき、協議を要する施設及び協議先を規定するものです。規定にあたっては、土地の取得や管理等民間資金を用いた地域の自発的な取組を促進するという法律の趣旨を鑑み、必要最小限の事項について規定しています。</p>